

秘密保全法制定に反対する会長声明

政府が設置した「秘密保全のための法制のあり方に関する有識者会議」は、2011年8月8日に「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」（以下「報告書」という。）を公表し、目下、政府はこの報告書に基づき秘密保全法制の制定に向けて準備を進めている。

しかし、本法制には次のような重大な問題点があり、容認できない。

本法制の対象となる「特別秘密」は、国の安全、外交、公共安全及び秩序の維持の3分野とされるが、かつて広汎な国民世論の反対により廃案に追い込まれた国家秘密法案に比べても、「公共安全及び秩序の維持」が加わるなど秘密の範囲は拡大しており、国民の知る権利をより一層制約している。

また、「特別秘密」の認定自体も行政機関が自ら行うものであるから、行政機関の違法行為や、説明責任を果たさず国民に隠蔽している行為などについて、恣意的な判断に基づく情報隠しがなされることも懸念される。

さらに、本法制は、故意の漏洩行為のみならず、過失による漏洩、未遂、共謀、独立教唆及び煽動のほか、「特定取得行為」と称する不正な秘密探知行為までも処罰対象としているが、いずれも処罰範囲が曖昧で萎縮効果が大きく、総じて罪刑法定主義に反している。

加えて、報告書は、秘密情報を取り扱う適正の有無を判断する制度として「適正評価制度」の導入を提案しているが、その実効性には疑問がある上、対象者及び周囲の人間に対するプライバシー・思想・信条の自由等の侵害などの問題が生ずる危険がある。

そもそも、情報漏洩による被害の防止のためには、情報の物的管理を適切に行えば足り、刑罰の強化や適正評価制度の導入をすべき立法事実はない。むしろ、国民の知る権利を保障する観点からは、より充実した情報公開制度の実現を期すべきである。

以上の理由により、当会は秘密保全法の制定に強く反対する。

2012年（平成24年）10月10日

釧路弁護士会

会長 中島和典